

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の 変更について

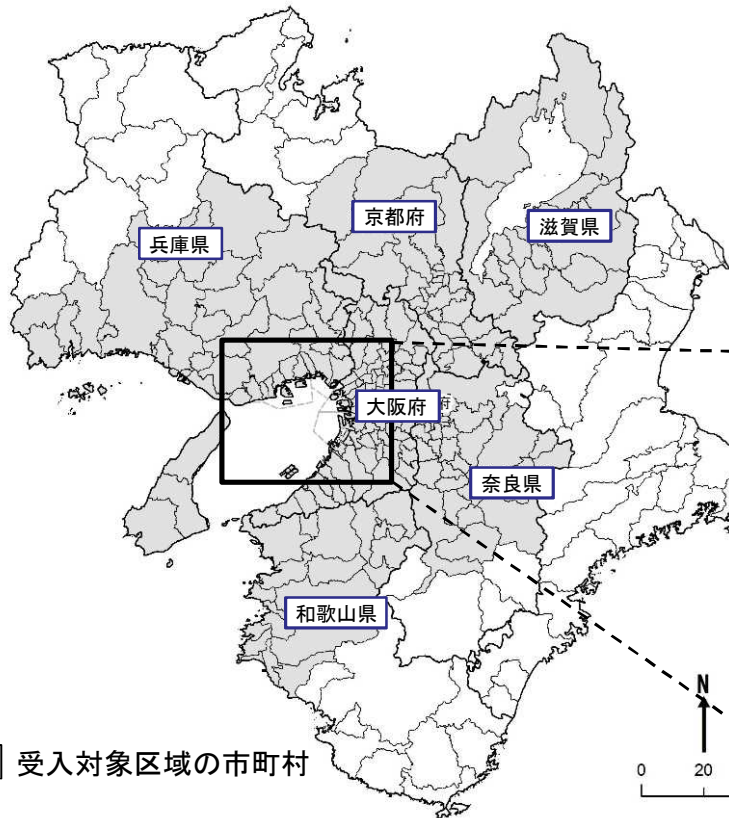
港湾局海洋・環境課

- 近畿の2府4県168市町村から発生する廃棄物を適切に処理するため、廃棄物等の広域的な処分場を整備するとともに、廃棄物等の埋め立てによる造成地を港湾施設用地等として活用する事業。
- 「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づく基本計画に従って、大阪湾広域臨海環境整備センターが、広域処分場の整備や廃棄物の埋立等を実施。
- 基本計画の変更には、同法に基づく主務大臣(環境大臣及び国土交通大臣)の認可が必要であり、さらに国土交通大臣は、認可にあたり交通政策審議会の意見を聴く必要がある。

○受入対象区域及び処分場の位置

2府4県の168市町村

(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県)
大阪府及び滋賀県については、府県の全市町村が対象区域



○基本計画に定める事項

- ① 広域処理場の位置及び規模
- ② 廃棄物の受入対象区域、**廃棄物の種類、量、受入れの基準**
- ③ 広域処理場の建設工事の施行に関する事項(事業費、**工事期間等**)
- ④ 海面埋立ての実施に関する事項(**埋立期間等**)
- ⑤ 海面埋立てにより造成される土地に関する事項(土地利用)
- ⑥ 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

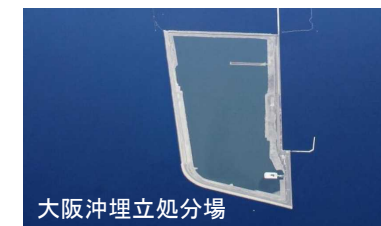
赤字: 今回変更する内容



泉大津沖埋立処分場



尼崎沖埋立処分場



大阪沖埋立処分場



神戸沖埋立処分場



- 神戸沖処分場では、一般廃棄物の受入ペースが計画を上回っている一方、産業廃棄物及び陸上残土の受入ペースは計画を下回っている。(市町村毎に割り振られている一般廃棄物枠を使い切り、平成30年度以降一般廃棄物を投入できない市町村が発生する。)
- 大阪沖処分場では、産業廃棄物及び陸上残土の受入ペースが計画を下回っている。(産業廃棄物や陸上残土よりも、一般廃棄物の受入れが先に終了する見込み)
- 廃棄物や陸上残土の最新の発生量推計を基に埋立期間を精査した結果、神戸沖及び大阪沖処分場の埋立終了が計画から遅れる見込み。(神戸沖処分場で11年、大阪沖処分場で7年の遅れ)

➡ 産業廃棄物と陸上残土の枠を有効活用することで、一般廃棄物の埋立期間を最大限確保することや、埋立終了時期の遅れを最小化する観点から、神戸沖及び大阪沖処分場の廃棄物等の内訳を変更。

(1) 廃棄物の種類、量の変更

(単位: 万m³)

処分場名		一般廃棄物	産業廃棄物、 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
1期	泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
	尼崎沖埋立処分場	220	290	700	390	1,600
2期	神戸沖埋立処分場	現計画	580	620	300	1,500
		変更後	720(+140)		160(-140)	
	大阪沖埋立処分場	現計画	540	580	280	1,400
		変更後	590(+50)	530(-50)		
合計		現計画	1,730	2,210	2,550	7,600
		変更後	1,920(+190)	2,160(-50)		

(2) 工事期間及び埋立期間の変更

- 工事期間及び埋立期間 【現計画】平成39年度終了 ⇒ 【変更後】平成44年度終了(5年延長)